空き家等解体事業補助金　概要

**令和6年度スタート。空き家の解体に、最大100万円の補助をします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　的 | 安心で安全な暮らしの確保及び住居環境の改善、定住環境の形成及び土地の利活用を図るため |
| 空き家とは | この事業での「空き家等」とは、建築物又はこれに属する工作物で、居住その他の使用がされていない常態のもの |
| 対象となる空き家等（対象空き家） | 次のいずれにも該当するもの・村内にあること。・個人の所有であること。・居住の用に供されていたものであること。（併用住宅も可。台所、トイレ、浴室、及び居室を有し、利用上の独立性を持った居住用の建物であること。）・所有権以外の権利が設定されていないこと。・定住促進のための住宅新増改築等支援金の交付を受けて取得した住宅でないこと。 |
| 補助対象工事 | ・建設業法（土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る）の許可を受けた業者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた業者が施工する工事。　ただし、次に該当するものは除く。　　補助金交付決定前に着手したもの（村長が認めた場合を除く）。　　対象空き家等の一部を解体するもの。　　前各号に揚げるもののほか、村長が適当でないと認めるもの。 |
| 補助対象者 | ・空き家所有者またはその相続人（複数の所有者（相続人）等から委任を受けた代表者を含む）・村への納付金に滞納がないもの・暴力団員でないもの、及び暴力団員と密接な関係がないもの・過去にこの補助金の交付を受けていないもの |
| 補助対象経費 | ・補助対象工事に要する費用とし、次に揚げるものを除きます。　　国、県、村の他の補助金等の対象となる経費　　公共工事による補償費等の対象となる経費 |
| 補助額 | ・補助対象経費の２分の１に相当する額、上限額は100万円。・ぬくもりの補助金の、空き家活用事業（空き家の片付け）の補助金を受けている場合は、その額を控除する。・上記により算出した額の1,000円未満切捨て |
| 補助金の返還 | 虚偽又は不正の申請をして補助金を受けたことが明らかになったとき、その他、村長が不適当と認めたときは、返還の必要があります。 |
| 報告等 | 村長は、補助金の交付を受けた者に対し、解体後の土地利用状況等について報告や必要な助言・指導を行うことができます。 |
| 制度の失効 | R11.3.31に失効する。 |

令和6年4月1日　施行